



藤守・下小杉環状交差点 (ラウンドアバウト)

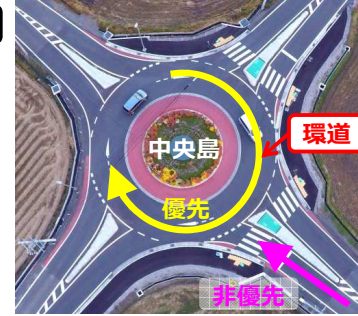
市内2箇所目となる

環状交差点(ラウンドアバウト)を導入します

環状交差点
(ラウンドアバウト)

環状(かんどろ)を通行する車両が優先される円形の交差点

環状交差点の真ん中には中央島と呼ばれる円形の通行できない区域があります。車両はこの中央島の周りの環状道路(環道)を右回り(時計回り)に一方通行します。



【道路交通法第4条第3項】
車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であつて、道路標識等により車両が当該部分を右回り(時計回り)に通行すべきことが指定されているもの。



藤守・下小杉交差点

【交差点の場所】
藤守・下小杉交差点は、国道150号バイパスの整備により交通環境が大きく変化し以前と比べ、交差点を利用する車両が減少しています。しかし、交差点は見通しの良いほほ直線の道路で、通行車両の速度が高くなる傾向が見受けられます。
そこで、環状交差点(ラウンドアバウト)を導入し、通行車両の速度を抑制することで、信号機撤去後も交差点の安全を確保(出会い頭事故などの重大事故の抑止)し、あわせて交通の円滑化(信号停止による待ち時間の削減)を図りたいと考えています。

整備予定

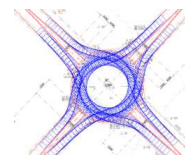
- ▼平成28年度 交差点の測量、概略の設計
- ▼平成29年度 交差点の詳細設計、用地の測量
- ▼平成30年度 用地の取得、交差点の工事
- ★平成31年3月の供用開始を目標に事業を進めていきます。

交差点の測量・概略設計に着手しました。

【現在の交差点】



【測量作業の様子】



※裏面もあります。

平成28年10月1日と2日に藤守、下小杉地区にお住まいの方と交差点周辺の地権者を対象にした地元説明会を開催しました。説明会には、39名の方にご出席いただき、ラウンドアバウトの導入経緯や効果、通行方法などを説明しました。出席者の方からは工事期間中の迂回路対策や通行方法の継続した周知などについて、ご意見をいただきました。次回は、平成29年2月の開催を予定しております。



【説明会の様子】

地元説明会を開催しました。

藤守・下小杉環状交差点(ラウンドアバウト) 広報紙

お問い合わせ先：焼津市役所 都市基盤部 道路課
TEL 054-626-2109
E-mail douro@city.yaizu.lg.jp



(ランナバちゃん)



焼津市ラウンドアバウト研究会を開催しました

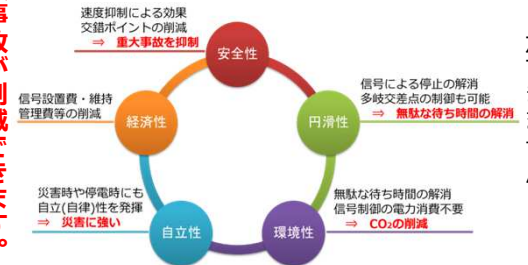
環状交差点（ラウンドアバウト）の効果と通り方

導入効果

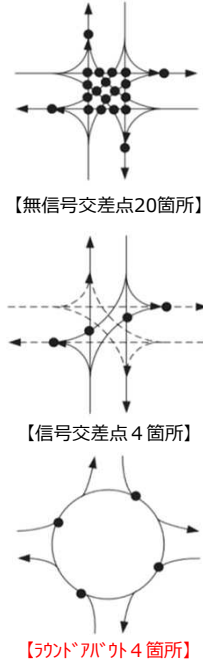
走行速度が抑制されます。
交差点の中央に円形の中央島を設けるため、車両は交差点を直進通行することができません。



ラウンドアバウトの効果



交錯ポイントが少なく、出会い頭事故が削減できます。
ラウンドアバウトは車両同士が交差点内で交錯するポイントが少ない。(図の●が交錯ポイント)



安全でエコなラウンドアバウトは、都市空間・道路空間の変化を示すシンボルにもなり、災害などによる信号停止時にも機能するメリットがあります。

焼津市ラウンドアバウト研究会

市では、平成26年度から、市内交差点におけるラウンドアバウトの導入の可能性について検討するため「ラウンドアバウト研究会」を設置し山の手環状交差点(関方地方内)や、大富小学校前交差点(中根新田地方内)などについて、研究を進めてきました。

平成28年8月に開催した研究会では、藤守・下小杉交差点を、二箇所目のラウンドアバウトの導入箇所に位置付け、導入に向けた交差点の構造や安全対策などについて、研究を進めていくこととなりました。

【構成メンバー】

- ・ 会長 焼津市副市長
- ・ 委員 名古屋大学大学院教授
藤守自治会長
下小杉自治会長
大富第18自治会長
- 国土交通省職員
静岡県職員
市職員

・ オブザーバー

- 国土交通省職員
- 静岡県警察本部職員
- 焼津警察署職員
- 市職員

研究会の開催

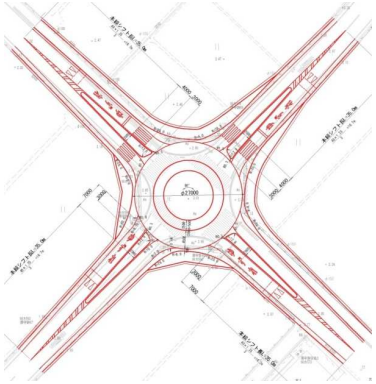
平成28年12月12日(月)に、平成28年度第2回研究会を開催しました。研究会では、藤守・下小杉交差点の整備計画(素案)について、議論が行われ、委員やオブザーバーからは、具体的な交差点構造や大型車(トレーラー)の通行対策など、交差点の安全性を向上させるための様々な対策について、意見が出されました。

【整備計画の基本事項】

1. 山の手環状交差点の現状の課題を踏まえた設計とする。
2. 他都市のラウンドアバウト調査結果を参考とする。
3. 地元説明会の意見を踏まえた計画とする。
4. 交通ルールの周知徹底を図る。
5. 設計指針(ラウンドアバウトマニュアル)により計画を立案する。



【交差点の素案】



【交差点の素案イメージ】



※図面は、あくまでも素案です。研究会の意見や、平成29年2月に開催予定の地元説明会の意見等を踏まえて、設計を進めていきます。

通行方法

▼ 交差点に進入する際は、環道の車両に注意し「徐行して進入」します。

▼ 環道を走行する車両の通行が優先です。

▼ 環道は、右回り(時計回り)に通行します。(自転車含む)

▼ 環道を通行する時は、左側端に沿って徐行します。(自転車含む)

▼ 環状交差点から出る際は、左側の方向指示器で合図します。

▼ 歩行者は歩道、横断歩道を通行します。

※車両には、自転車が含まれます。

環道は右回り(時計回り)の一方通行です。



車両は徐行して進入します。
環道、横断歩行者が優先です。
横断歩行者、環道を通行する車両の通行を妨げてはいけません。

